

高浜市カーボンニュートラル推進支援補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、カーボンニュートラルの推進を図るため、省エネルギー診断の受診及び省エネルギー設備等の導入を支援するために交付する高浜市カーボンニュートラル推進支援補助金（以下「補助金」という。）に関し、高浜市補助金等交付規則（昭和50年高浜市規則第22号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(補助対象者)

第2条 補助金の交付の対象となる者（以下「補助対象者」という。）は、市内に事業所を有する中小企業者（中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第2条第1項各号に該当する事業者をいう。以下同じ。）であって、次の各号に掲げる要件のいずれも満たすものとする。

(1) 次のいずれにも該当しないこと。

ア 発行済株式の総数又は出資価額の総額の2分の1以上を同一の大企業（中小企業者以外の事業者をいう。以下同じ。）が所有していること。

イ 発行済株式の総数又は出資価額の総額の3分の2以上を複数の大企業が所有していること。

ウ 大企業の役員又は職員を兼ねている者が役員総数の2分の1以上を占めていること。

(2) 市税の滞納がないこと。

(3) 暴力団員（高浜市暴力団排除条例（平成24年高浜市条例第4号）第2条第2号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）若しくは暴力団（同条第1号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員若しくは暴力団と密接な関係を有する者でないこと。

(4) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条各号に該当する営業を行っていないこと。

(補助対象事業)

第3条 補助金の対象となる事業（以下「補助対象事業」という。）及びその内容は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号

に定めるものとする。

- (1) 省エネルギー診断受診事業 省エネルギー診断（事業用家屋に対して、エネルギーの使用状況、建築物の構造等の調査及び分析等に基づき、エネルギー管理士等の有資格者が実施する診断で、エネルギー使用の合理化に資する措置を明らかにし、エネルギー及びコストの削減効果を数値で明示した報告書が作成されるものをいう。以下同じ。）を受ける事業
- (2) 省エネルギー設備等導入事業 省エネルギー診断受診事業（補助金の交付決定を受けたものに限る。）の実施日から3年以内に、省エネルギー設備等（燃料、原材料等の使用量削減に資するエネルギー消費効率の高い設備及びその附帯設備をいう。以下同じ。）を新規に設置し、又は既存の設備及びその附帯設備（以下「既存設備等」という。）を改修することにより導入する事業

（補助対象経費）

第4条 補助金の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、別表第1に掲げるものとする。

- 2 前項の規定にかかわらず、国、地方公共団体その他の団体等からこの補助金と同様の目的の補助金の交付決定を受けている場合は、当該補助金相当額を補助対象経費から除くものとする。
- 3 前2項の規定により算定された補助対象経費の額が、省エネルギー診断受診事業にあつては5万円以下、省エネルギー設備等導入事業にあつては10万円以下である場合は、当該補助対象事業に係る補助対象経費の額は、0円とする。

（補助金の額）

第5条 補助金の額は、次の各号に掲げる補助対象事業の区分に応じ、当該各号に定める額とする。この場合において、当該額に1,000円未満の端数が生じた場合は、その端数を切り捨てるものとする。

- (1) 省エネルギー診断受診事業 補助対象経費の額に2分の1を乗じて得た額。ただし、10万円を限度とする。
- (2) 省エネルギー設備等導入事業 補助対象経費の額に2分の1を乗じて得た額。ただし、50万円を限度とする。

（交付申請）

第6条 補助金の交付を受けようとする補助対象者は、補助対象事

業の実施前に、高浜市カーボンニュートラル推進支援補助金交付申請書（様式第1）に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

- (1) 事業計画書（様式第2）
- (2) 履歴事項全部証明書、開業届その他営業活動を行っていることが確認できる書類の写し
- (3) 補助対象事業に要する費用が確認できる書類の写し
- (4) 国、地方公共団体その他の団体等からこの補助金と同様の目的の補助金の交付決定を受けている場合にあっては、当該補助金の交付決定通知書の写し
- (5) 補助対象事業の区分に応じ、別表第2に定める書類
- (6) その他市長が必要と認める書類

2 補助金の交付申請は、1補助対象者当たり各補助対象事業について1回限りとする。

3 市長は、交付申請を先着順で受け付け、次条第2項に規定する交付決定通知書で通知する補助金交付決定額の総額が予算の上限に達したときは、交付申請の受付を終了する。

（交付決定）

第7条 市長は、交付申請があったときは、その内容を審査し、速やかに補助金の交付の可否及びその額を決定するものとする。

2 市長は、前項の規定により補助金の交付を決定したときは、高浜市カーボンニュートラル推進支援補助金交付決定通知書（様式第3）により、不交付を決定したときは、高浜市カーボンニュートラル推進支援補助金不交付決定通知書（様式第4）により当該交付申請をした者に通知するものとする。

（事業の変更及び取下げ）

第8条 補助金の交付の決定を受けた補助対象者（以下「補助事業者」という。）は、補助金の交付決定を受けた補助対象事業（以下「補助事業」という。）の内容を変更しようとするときは、高浜市カーボンニュートラル推進支援補助金交付決定変更申請書（様式第5）を市長に提出し、承認を受けなければならない。

2 市長は、前項の規定による書類の提出があったときは、その内容を審査し、補助事業の変更又は中止が適当と認めるときは、これを承認し、その旨を高浜市カーボンニュートラル推進支援補助金交付決定変更通知書（様式第6）により当該補助事業者へ通知

するものとする。

(実績報告)

第9条 補助事業者は、補助事業の完了後速やかに、高浜市カーボンニュートラル推進支援補助金実績報告書(様式第7。以下「実績報告書」という。)に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

- (1) 補助事業に要した経費の明細が確認できる領収書等の写し
 - (2) 国、地方公共団体その他の団体等からこの要綱と同様の目的の補助金の交付決定を受けている場合にあっては、当該補助金の補助金額確定通知書の写し
 - (3) 補助事業の区分に応じ、別表第3に定める書類
 - (4) その他市長が必要と認める書類
- (補助金の額の確定)

第10条 市長は、実績報告書等の提出があったときは、その内容を審査し、補助金の額を確定するものとする。ただし、補助金の額は、第7条第1項の規定による交付決定の額を限度とする。

2 市長は、前項の規定により補助金の額を確定したときは、高浜市カーボンニュートラル推進支援補助金交付額確定通知書(様式第8)により補助事業者に通知するものとする。

(補助金の請求)

第11条 前条第2項の規定により補助金の額の確定を受けた補助事業者は、補助金の交付を受けようとするときは、高浜市カーボンニュートラル推進支援補助金交付請求書(様式第9)を市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の請求書の提出があったときは、補助金を交付するものとする。

(財産処分の制限)

第12条 補助事業者は、補助事業により取得した設備を市長の承認を受けないで補助金の交付の目的に反して使用し、撤去し、譲渡し、交換し、又は貸し付けてはならない。ただし、当該財産の耐用年数を経過しているときは、この限りでない。

(補助金の交付決定の取消し等)

第13条 市長は、補助事業者が次の各号のいずれかに該当するときは、補助金の交付決定の全部若しくは一部を取り消し、又は既に交付した補助金の全部若しくは一部の返還を命じることができ

る。

- (1) 偽りその他不正の手段により補助金の交付を受けたとき。
- (2) この要綱の規定に違反したとき。

(報告及び検査)

第14条 市長は、補助事業の適正な実施を図るため、必要な範囲において交付決定者に対して調査等を行うことができる。

2 補助事業者は、市長が前項の調査等を申し出た場合は、これに協力しなければならない。

(雑則)

第15条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。

別表第1 (第4条関係)

補助対象事業	補助対象経費
省エネルギー診断受診事業	補助金の交付申請と同一年度に受診する省エネルギー診断に係る委託費並びに有資格者への謝金及び旅費(消費税及び地方消費税相当額を除く。)。ただし、補助対象者と代表者が同一又は資本関係がある事業者への発注に係るものを除く。
省エネルギー設備等導入事業	省エネルギー設備等の導入に係る調査費及び設計費、設置費及び改修費並びに省エネルギー設備等の運搬費及び既存設備等の撤去処分費(消費税及び地方消費税相当額を除く。)。ただし、次に掲げるものを除く。 (1) 補助対象者と代表者が同一又は資本関係がある事業者への発注に係る経費 (2) 既存設備等の改修又は撤去を伴わない省エネルギー設備等の導入に係る経費 (3) 省エネルギー診断受診事業に係る事業用家屋以外での省エネルギー設備等の導入に係る経費 (4) 中古品又はリース品の省エネルギー設備等の

	導入に係る経費
--	---------

別表第2（第6条関係）

補助対象事業	添付書類
省エネルギー診断受診事業	省エネルギー診断を行う有資格者の当該資格を証する書類の写し
省エネルギー設備等導入事業	<p>(1) 省エネルギー診断受診事業に係る次の書類</p> <p style="padding-left: 2em;">ア 省エネルギー診断の報告書のうち、導入する省エネルギー設備等の種類及び省エネルギー効果等が確認できる書類の写し</p> <p style="padding-left: 2em;">イ 高浜市カーボンニュートラル推進支援補助金交付決定通知書の写し</p> <p>(2) 省エネルギー設備等の配置が記載された図面の写し</p> <p>(3) 省エネルギー設備等導入事業着手前の現状が確認できる写真</p>

別表第3（第9条関係）

補助事業	添付書類
省エネルギー診断受診事業	省エネルギー診断の報告書の写し
省エネルギー設備等導入事業	<p>(1) 導入した省エネルギー設備等の設置状態が確認できる写真</p> <p>(2) 導入した省エネルギー設備等の耐用年数が確認できる書類の写し</p>